

## 平成 26 年度第三回我孫子市消防審議会議事概要

- 1 開催日時 平成 26 年 10 月 24 日（木） 10 時 00 分～ 11 時 10 分
- 2 開催場所 消防本部 2 階 大会議室
- 3 出席者の氏名
  - (1) 審議会委員 津川 武彦、富田佐太郎、木村 悦子、吉田喜一郎、菊地 義和  
飯田 満幸  
委員外有識者 大楽 義勝
  - (2) 事務局 豊嶋 昇（消防長）、須藤幸之助（次長兼総務課長）、立澤和弥  
（次長兼西消防署長）、今井正幸（予防課長）、小瀬澤敏夫（警防  
課長）、逆井和男（総務課長補佐）、飯野哲也（総務課担当）藤  
根 勉(総務課担当)
- 4 傍聴者 なし

### ◎ 会議次第

#### 1 開 会

事務局（総務課長）により開会宣言「平成 26 年度、第 3 回我孫子市消防審議会を開会いたします。」が行われた。

#### 2 議事

議事に入る前に議長より、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則により各委員の発言が議事概要により公表される旨の説明があった。

審議会条例第 6 条第 2 項により、会長が議長となり議事が開始された。

#### 諮問事項

「消防職員の不祥事防止の方策について」

(1) 不祥事防止計画案について

(2) 答申案について

### ◎議事開始

○議長（津川武彦会長）諮問事項の「消防職員の不祥事防止の方策について」のうち審議項目 1 点目の不祥事防止計画案について事務局の説明を求めます。

なお、項目ごとに説明を受けたのち各委員の発言を許します。質問のある委員は挙手をお願いします。

○須藤総務課長より、審議項目 1 不祥事防止計画案のうち不祥事防止基本計画案について資料に基づき説明があった。

○議長 審議事項（1）の説明が終了しました。説明について質問ありますか。

議長より、審議会の役割の確認として不祥事防止計画を作るのではなく委員として

諮問内容の不祥事防止の方策について提言することであるとの説明あり。

○富田委員 ただ今、会長から審議会の役割についての確認がありましたが基本計画の関わり方について認識を共有できたかなと思います。

中身ですが10ページの実際にチェック行為が行われている項目というのがありますがこれは何を指していますか。

○総務課長 チェック行為ですがアルコールチェッカーと不祥事防止の性格を持たせまして毎日チェックできる体制をとるということです。

○富田委員 この2行、これわかりづらいのでもいいかなと思いますが。

暫時休憩

事務局から補足回答あるも指摘部分を削除することとなる。

再開

○富田委員 4ページのところで不祥事の発生原因が述べられていますが、一つは、職員の自覚の欠如、2つ目は組織の問題、前回、私が指摘した組織の問題ということを受けて整理をされたことと思いますが、そこをもう少し強調すべきではないかと思います。わずか2、3行で片づけられることではないと思います。組織としての役割が十分浸透していなかったことを、もう少しきちんと書く必要があると思います。もう少しこの辺を検討いただければと思います。

○総務課長 大変貴重なご指摘だと思います。そのように取り組みたいと思います。また、このことにつきましては、行動指針の案にも盛り込んでありますので重複しないように考えたいと思います。

○議長 総務課長、基本計画と行動指針を一本化することについてはもう少し具体的に説明しなくていいですか。

○総務課長 いまから行動指針について説明したいのですが。

○議長 併せてではなくてこれはこれで意見を聞くということですね。

それでは、総務課長説明をお願いします。

○総務課長 不祥事防止行動計画案について説明を実施した。

○議長 不祥事防止行動指針の説明は終わりました。先ほどの不祥事防止基本計画と併せて質問を許します。

暫時休憩

行動指針案の地方公務員法の記述は、資料編でよいこと、また、基本計画案の不祥事概要は継続的に活用する計画の趣旨に鑑みると具体的な内容ではなく簡単な表記でよいことや該当現職者へ配慮するよう意見があった。

再開

○議長 基本計画と行動指針の一本化についてどのようにするのかそのところの説明をお願いいたします。

○総務課長 基本計画と行動指針を分けるとどうしても重複するところも出てきますので、基本計画を第一章、行動指針を第二章というように一本化したいと考えています。章立てをするものです。

○消防長 これにつきましては、まだ整理ができていませんので今日はお示しできません。

○議長 ただ今議論いたしました基本計画を一章、行動計画を第二章ということによって一本化を進めていくということですがこれについてご質問ございますか。

暫時休憩

事務局から標題は不祥事防止計画として、一本化の組み立てについて章立てとすること。一章は基本計画に沿ったもの。二章は行動指針に沿う内容でまとめることについて説明があった。

再開

○富田委員 行動指針の内容で、率直な感想ですが10ページ以降が具体的な行動の内容となっていますが、こういった取り組みこれ全部やるとかなり大変だと思います。ここに記載されていることは基本的に全部やることだと思いますが、すべていきなりというのはなかなかできないものです。個人面談の強化とか職場教育の強化などの具体的な行動は大事だとは思いますが、物事順序建てが必要かと思いますがその点はどうか。

○須藤総務課長 今現在もすでに着手している案件があります。コンプライアンス週間の設定や職員教育の点では階級年齢層に合わせた研修をすでに行っていますし計画的に実施する予定も組まれています。

○議長 それでは富田委員の指摘の部分も含め、行動指針に挙げた件はおおむねクリアできそうですね。いかがでしょうか。

○総務課長 はい、着実に進めていきます。

○富田委員 作った以上は実施して頂くことが前提ですので、また既存の仕組みを活用するなどして実行していただければと思います。

○議長 基本計画、行動指針両方の問題でご意見をお願いします。

先ほど事務局から示された計画についてですが、基本計画と行動指針を一本化することによろしいでしょうか。特に反対意見がないようですから審議会では一本化については了承したということによろしいでしょうか。

○各委員 了解される。

暫時休憩

行動指針の面談強化については実施回数への配慮が必要との意見があった。

再開

○議長 この件については質問がないようですので打ち切ります。続いて2点目の答

申案について事務局の説明を求めます。

○総務課長 （2）答申案について説明を行う。

○議長 以上で説明は終わりました。本来答申案が先に出て、その後に計画が示されるという流れであります。12月議会への報告ということから変則的に同時進行を進めてきましたのでご理解いただきたいと思えます。ただ今の答申の案についてはいかがですか。

○富田委員 ただ今会長が言われたことを前提として考えれば、答申の柱としては、不祥事防止計画を策定するというのではなく、次の事項に鑑みて策定しなさいということとして、答申の中身は、基本計画や行動指針で出された各委員の意見を参考に作ることと、記載された留意事項についてですが、私はこれが付帯意見ではないのかと感じています。付帯意見のほうは一部を除き答申のリード文に使えるのではないかと考えます

○総務課長 いま言われたことをこちらで整理してみます。

暫時休憩

答申案の構成について意見があった。また、付帯意見等として各委員の意見や提言を大項目で明記することとされた。

再開

○議長 答申案についてのご意見を頂きたいと思えますがよろしくお願ひいたします。ただ今休憩中に各委員からご意見がありました答申案の内容、付帯意見について記述すること。また、審議会中の各委員の意見提言をよく取りまとめて答申できるように事務局にお願ひいたします。

それでは大卒について何か質問はないですか。無いようですので質問を打ち切ります。委員の皆さん方にはお忙しい中、いろいろなご意見ご提言を頂きありがとうございました。審議会も3回目で変則的ではございますが報告の期限的な制約により、計画案と答申案を同時に並行してご審議いただきましたが、4回目は答申案を確定することで進めたいと思えます。

事務局には、次回までに皆さんの意見を踏まえてきちっとしたものを提出していただきたいと思えます。最後に事務局から何かありますか。

○総務課長 第4回目の審議会の日程につきましてですが、11月10日（月）午後2時から消防本部3階会議室にての開催とさせていただければ幸いです。

○議長 次回の日程等につきまして質問はありませんか。無いようですので次回開催につきましてご承知お願ひします。他にありませんか。

無いようです。それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。